

防災特集

本年9月1日で10万5千人余りの被害者を出した関東大震災から90年を迎えます。首都直下地震の発生確率が高まる中、各家庭での防災への備えは大切です。日頃から防災に関心を持ち、年に2回は家族で防災会議を開き、問題点をチェックし改善するよう努めましょう。

わが家わがまちの地震防災・同ポケット版を作成しました

わが家わがまちの地震防災は、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに家族の防災会議に役立つ「わが家の防災チェックリスト」を新たに取得し、イラストや写真を多用してわかりやすい冊子となるように工夫しました。また、「わが家わがまちの地震防災ポケット版」は、各自で日頃から携帯して地震防災へ備えられるようにまとめました。



▲「わが家わがまちの地震防災(ポケット版)準備編・現場編」(表・裏で1冊になっています)

区役所1階防災課、日本橋・月島特別出張所
区役所1階防災課、日本橋・月島特別出張所
DVDの貸出場所
区役所1階防災課窓口
◎各事業所で防災対策に取り組む際にぜひご利用ください。

※問合せ先
防災課普及係
☎(3546)5510
※問合せ先
気象庁東京管区気象台総務部業務課
☎(3212)2949

事業所防災対策

首都東京の中心に位置する本区には、事務所や店舗、集客施設などが集中し、毎日多くの通勤、通学、買い物客などが周辺地域はもとより遠方からも訪れています。昼間に大地震が発生し交通機関が停止した場合、これら区内に滞在する人の多くが速やかに帰宅できなくなるとともに、駅周辺に殺到するなどの大きな混乱を招くことが東日本大震災でも明らかになりました。

事業所向け防災パンフレット・DVDを作成しました

事業所内の安全対策、事業継続計画(BCP)の策定、従業員の一斉帰宅の抑制および水・食料ほかの備蓄などの各種防災対策についてまとめた事業所経営者向け防災パンフレット・DVDを作成しました。

8月30日から「特別警報」が始まります

「特別警報」とは これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や地震などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表されます。特別警報が出るのは、数十年に一度程度の非常に危険な場合です。

特別警報の対象となる現象

・平成23年 東日本大震災
・平成23年 台風12号(紀伊半島に甚大な被害)
・昭和34年 伊勢湾台風(観測史上最高の潮位を記録)

「特別警報」が発表されたら 周囲の状況や避難指示・避難勧告などに留意しただちに命を守る行動を取ってください(避難所に避難するか、外出が危険な場合は安全な場所にとどまる)。

あなたの建物は安全ですか? 建築物防災週間

8月30日(金) 9月5日(木)

安心して住めるまちにするには、建物を地震や火災に対して強くする必要があります。そのためには、日頃から建物の維持管理を適切に行うことが大切です。雑居ビルの火災や外壁・看板の落下の事例では、日頃の維持管理が適切に行われていなかったことが事故の一因とみられるものがありました。

防災意識の向上を図るため、全国的に「建築物防災週間」が年2回(9月、3月)設けられています。建物所有者・管理者の皆さんは、これを機に維持管理の見直しや建物の点検をお願いいたします。

また、区ではいくつかの建物を対象に防災査察を行いますので、ご協力をお願いいたします。

※問合せ先 建築課調査係
☎(3546)5455

自衛官等の募集

本区の総合防災訓練にも参加している自衛隊では、自衛官などを募集しています。詳しくはお問合せください。

※問合せ先
自衛隊東京地方協力本部港出張所
☎(3591)5101
ホームページ
http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/minato/index.html

広域避難場所の指定変更を行いました

広域避難場所とは、大規模な火災が発生した場合に、火災から一時的に身を守るために避難する場所です。

この避難場所は東京都震災対策条例に基づき都が指定し

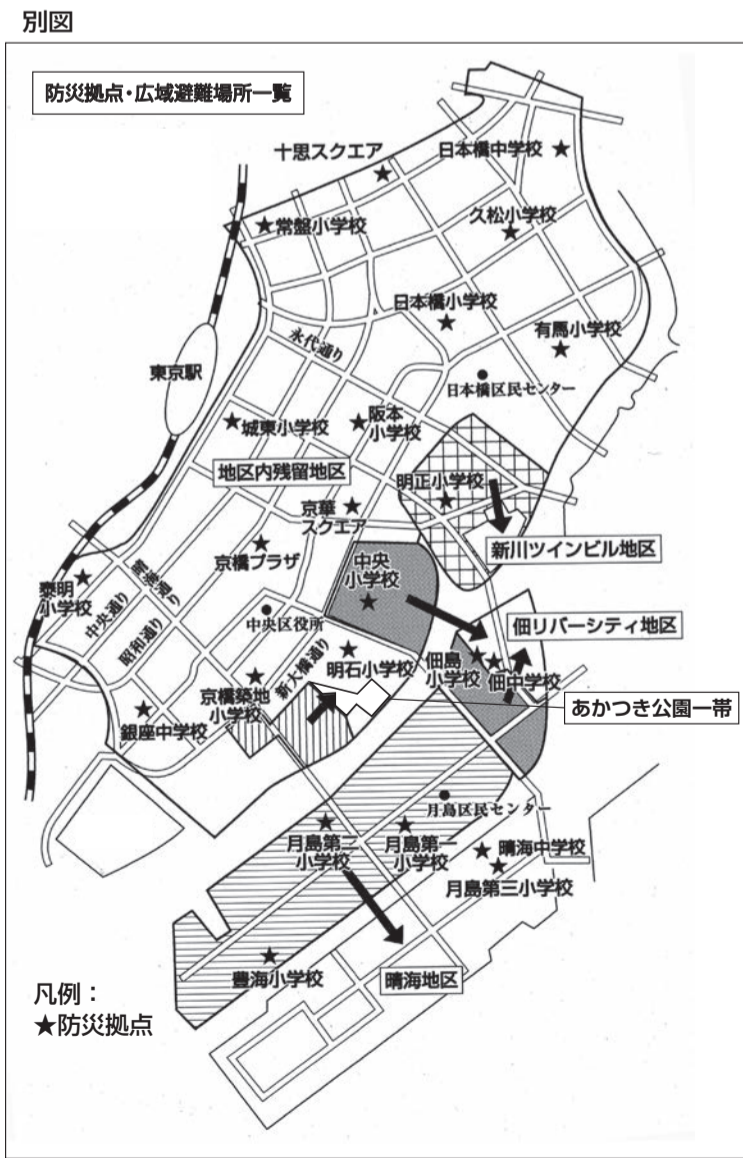
避難場所名	今回改定の地区割当
浜離宮	(指定解除)
あかつき公園一帯(新規)	築地四丁目8~16番、六丁目1~19番、21~26番、築地七丁目
新川ツインビル地区	新川
佃リバーシティ地区	入船、湊、佃
晴海地区	月島、勝どき、豊海町、晴海
地区内残留地区	八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一~三丁目、築地四丁目1~7番、築地五丁目、築地六丁目20・27番、浜離宮庭園、八丁堀、本石町、室町、本町、小舟町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町、富沢町、人形町、小網町、蛸殻町、箱崎町、馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町、中洲、日本橋、茅場町、兜町

※日本橋の冠称は省略
◎下線部分は新しく指定された区域

防災拠点を知っていますか

防災拠点(避難所)とは、震災時、万一自宅が倒壊や火災などにより、ご自宅での生活が困難になった場合、一時的に生活する場所です。お住まいになっている地域ごとに小学校や公共施設23カ所を指定しています。

※問合せ先 防災課普及係
☎(3546)5510



別図
お詫言と訂正
「区のおしらせ 中央」8月11日号に誤りがありました。お詫言して訂正します。

2頁「家庭福祉員(保育ママ)について」保育料
誤・基本保育料 月額2万円
正・基本保育料 月額2万5千円